

2017.6.5

京町家保全条例

京都市は「京町家保全・継承条例」の骨子案をまとめた。京都の歴史的な街並みや生活文化を象徴する町家は減り続けている。条例案は地区や家屋を絞り、取り壊す場合は所有者に市への事前届け出義務を課す。全国でも例のない試みである。

京町家の保全に向け、さらに踏み込んだ対応が必要

なことに異論はない。ただ、私有財産に行政が強制力を持つて関与する中身だけに、市民の理解と協力を十分に得ることが不可欠になる。保全に努める所有者への一層の支援も求められよう。

市が先月発表した調査によると、京町家は2009年度からの7年間で、約4万8千軒から約4万軒に減った。取り壊しや建て替えて年平均800軒、1日当たり

2〜3軒のペースで消えている。

市は所有者が負担に感じる相続や改修、維持管理を支援しようとする対策をとってきた。改修への助成や相談体制の強化、町家の増改築を建築基準法の適用除外とする制度も整えた。京町家の空き家が1割を超える中、3年前には空き家対策条例を制定。所有者の管理責任を明記し、解体でなく「活用」への支援を打ち出した。

所有者の支援も強化を

一定の成果は認められる。だが、減少に歯止めがかかっているとは言えない。特に最近訪日外国人の増加でホテルが不足。用地として町家売却が加速する。町家での民泊も広がるが、違法営業や投資目的の業者もあり、採算次第で解体される危うさをほらむ。

そこで新条例案は、全ての京町家所有者に対し、取り壊す場合は市へ事前に届けるよう努力規定を

明記。特に指定した個別町家や地区は、1年前までの届け出を義務化し、違反には行政罰（過料上限5万円）を課す。届け出を受けた市は、継承や活用法の提案、活用希望者との引き合わせを行い、解体を食い止めた考えだ。

市議会からは早速、「過料まで設けて財産を規制する以上、所有者への財政支援も強化すべき」との声が上がる。確かに従来の助成

には「利用しにくい」「額が少ない」との不満が聞かれる。建築基準法の

適用除外制度も、施行から今年3月までの5年間で適用された町家はわずかに1軒だった。

市は9月議会に条例案を提出すべく、6月から骨子案への市民意見を募集。5回の説明会も予定する。丁寧に民意をくみ取り、条例案に反映させてほしい。同時に、これまでの施策を客観的に総点検し、新条例を機能させる体制と取り組みも提示したい。